3　オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて、第二百三十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算する場合に所要自己資本率を計算することができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、次に掲げるオフ・バランス資産項目については、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じて得た額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一　契約期間が一年以内である適格流動性補完　五十パーセント

二　契約期間が一年を超える適格流動性補完　百パーセント

三　市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完　二十パーセント

（重複するオフ・バランス資産項目の取扱い）

第二百四十五条　第二百二十八条第二項の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合について準用する。この場合において、別段の定めのない限り、オフ・バランス資産項目である証券化エクスポージャーの額に対する掛目は百パーセントとする。

（適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い）

第二百四十六条　第二百二十八条第一項第五号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合について準用する。

（内部格付手法における信用リスク削減手法の取扱い）

第二百四十七条　第百三十条第一項、第三項及び第四項、第百三十三条第三項から第五項並びに第百三十四条第一項及び第二項の規定は、証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法について準用する。この場合において、これらの規定中「事業法人等向けエクスポージャー」と、「基礎的内部格付手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

2　前項の場合において、信用リスク削減手法の効果は、証券化エクスポージャーの優先部分から順に当該信用リスク削減手法の額に達するまで、当該信用リスク削減手法を適用する。ただし、次に掲げる場合は、当該各号に定める割合で適用する。

一　信用リスク削減手法が、ファースト・ロスを引き受ける場合　証券化エクスポージャーの額に対して当該信用リスク削減手法が引き受けるファースト・ロスの額が占める割合

二　信用リスク削減手法が、一定の割合で証券化エクスポージャーに生じた損失を引き受ける場合　当該一定の割合

（内部格付手法における早期償還条項の取扱い）

第二百四十八条　第二百三十条の規定は、内部格付手法により早期償還条項付の証券化取引に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「投資家の保有する証券化エクスポージャーの額」とあるのは、「証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額」と読み替えるものとする。

2　前項の場合において、想定元本額の未実行の部分のEADは、証券化された実行済みの信用供与の額に対して投資家の持分が占める割合を想定元本額の未実行の部分に乗じて得た値とする。

3　第一項の場合において、投資家の持分に対する信用リスク・アセットの額は、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額に、第一項において準用する第二百三十条第二項又は第三項に定める掛目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

第六章　マーケット・リスク

第一節　算出方式の選択

（マーケット・リスク相当額の算出）

第二百四十九条　最終指定親会社は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、第二節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百五十七条の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

2　最終指定親会社は、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、内部モデル方式及び標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を当該最終指定親会社のマーケット・リスク相当額とすることができる。ただし、個別リスクの算出に内部モデル方式を用いる場合には、一般市場リスクについても当該方式を用いることを要する。

第二節　内部モデル方式

（内部モデル方式の承認）

第二百五十条　最終指定親会社は、内部モデル方式を用いようとするときは、金融庁長官の承認を受けなければならない。

（承認申請書の提出）

第二百五十一条　内部モデル方式の使用について前条の承認を受けようとする最終指定親会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　連結自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　リスク計測モデル（最終指定親会社が、内部モデル方式においてマーケット・リスク相当額を算出するための方法をいう。以下同じ。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が、承認の基準に適合していることを示す書類

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

（一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）

第二百五十二条　金融庁長官は、一般市場リスクの算出について第二百五十条の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2　前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　マーケット・リスクの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「マーケット・リスク管理部署」という。）が、マーケット・リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二　マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テスティング（第二百五十四条第一項に定める要領で行う日ごとの損益とリスク計測モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。第二百五十五条第一項第一号ヘにおいて同じ。）及びストレス・テスト（リスク計測モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三　リスク計測モデルの正確性が、マーケット・リスク管理部署により継続的に検証されること。

四　リスク計測モデルが当該モデルの開発から独立し、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、リスク計測モデルの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によってリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は、次に掲げる事項を含まなければならない。

イ　リスク計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ　第二号に規定するバック・テスティングに加え、最終指定親会社等のポートフォリオとリスク計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ　仮想的なポートフォリオを使用した検証により、リスク計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じうる影響を適切に把握していると評価できること。